

平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 京阪電気鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 加 藤 好 文
コード番号 9045
上場取引所 東京（第 1 部）
問合せ先
（役職）経営統括室総務部長
（氏名）堀 野 和 久
（TEL）06-6944-2521

商号変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 17 日開催予定の当社第 93 回定時株主総会において「吸収分割契約承認の件」が承認可決されることを条件として商号を変更することとし、これを含む「定款一部変更の件」を同株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、持株会社体制移行に伴う会社分割について、本日別途開示しております。

記

1. 商号の変更

（1）変更の理由

当社は、第 93 回定時株主総会に付議される「吸収分割契約承認の件」が承認可決されることを条件として、平成 28 年 4 月 1 日をもって持株会社体制へ移行します。これに伴い、同日をもって商号を変更いたします。

（2）新商号

京阪ホールディングス株式会社

（3）変更日

第 93 回定時株主総会で「吸収分割契約承認の件」および「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、平成 28 年 4 月 1 日をもって変更の効力が生じるものいたします。

2. 定款の一部変更

（1）変更の理由

①上記のとおり、第 93 回定時株主総会に付議される「吸収分割契約承認の件」が承認可決されることを条件として、当社は、平成 28 年 4 月 1 日をもって持株会社体制へ移行しま

す。これに伴い、同日付で第1条の商号および第2条の事業目的に所要の変更をおこなうものであります。

②事業の拡充、多様化に備えるため、第2条の事業目的を追加するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

①第93回定時株主総会開催予定日 平成27年6月17日(水)

②定款変更の効力発生日 平成28年4月1日(金)

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 本会社は、<u>京阪電気鉄道株式会社</u>と称する。</p>	<p>第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 本会社は、<u>京阪ホールディングス株式会社</u>と称する。</p>
<p>(目 的) 第 2 条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄道事業法及び軌道法による運輸業 2. 道路運送事業 3. 河川、湖沼及び海上運送事業並びに航空運送事業 4. 土地建物の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定評価 5. 土木、建築の設計、工事監理並びに建設業 6. 設備工事業及びこれに関する保守管理 7. 航空写真測量、地上測量及びこれに関する調査 8. 環境汚染の調査、診断並びに修復 9. 文化財に関する調査及び分析資料等の作成 10. 百貨店業、医薬品販売業並びにこれに関する卸売業及び輸出入業 11. 建設資材の販売及び賃貸 12. 船舶、自動車用燃料及び油脂類の販売 13. 造園業並びに園芸品の生産及び販売 14. 食堂、売店、旅館及びホテルの経営 15. 輸送用機械器具、一般産業用機械器具の製造、修理、売買及び賃貸 16. 駐車場の経営及び倉庫業 17. 文化、厚生、スポーツ施設及び娯楽機関の経営 18. 旅行業法による旅行業 19. 広告業、出版業、印刷業及び写真業 20. 損害保険代理業及びその他の保険媒介代理業 	<p>(目 的) 第 2 条 本会社は、次の事業を営むこと<u>並びに</u> <u>次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理</u> <u>することを目的とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>

<p>21. 電気通信事業及び有線放送事業並びに情報の処理及び情報提供サービス業</p> <p>22. 金融業</p> <p>23. クレジットカード業</p> <p>24. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業</p> <p>25. 保育所及び学習教室の経営</p> <p>26. 居宅介護支援事業及び居宅サービス事業並びに有料老人ホームの経営 (新 設)</p> <p>27. 給与、社会保険及び福利厚生等人事に関する事務並びに経理事務の受託</p> <p>28. 前各号に附帯する事業及び関連する一切の業務</p>	<p>21. } 22. } 23. } (現行どおり) 24. } 25. } 26. }</p> <p><u>27. 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務</u></p> <p>28. (現行27. のとおり)</p> <p>29. (現行28. のとおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条及び第2条の変更は、平成28年4月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削るものとする。</u></p>